

令和7年度  
地域に根づく伝統文化継承事業補助金  
申請の手引き

# 松江市

【問い合わせ】

松江市 文化スポーツ部 文化振興課

(Tel) 55-5517 (Fax) 55-5658

(E-mail) [bunka-kakari@city.matsue.lg.jp](mailto:bunka-kakari@city.matsue.lg.jp)

# 目次

1.補助金の目的	1
2.補助対象となる事業実施期間	1
3.補助対象者	1
4.補助の対象となる事業及び補助金額	1
5.補助対象経費	2
6.申請手続き	2
7.留意事項	3
8.補助金Q&A	3
9.参考	5
10. 申請の流れ	6

## 1.補助金の目的

本市には、地域において、それぞれの歴史的背景を持ちながら長い年月の間守り伝えられてきた祭や年中行事など、地域の伝統行事が数多く存在します。

本事業は、市内全域の伝統芸能・行事や、地域で行われている小さなお祭りを今後長きにわたり継承していくため、行事等の開催を支援し、記録・保存を行うことにより郷土愛の醸成や地域の絆づくりを促進することを目的としています。

※各地域の祭りや年中行事、伝統芸能については、以下「地域に根づく伝統文化」と表示します。

## 2.補助対象となる事業実施期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日（完了すること）

## 3.補助対象者

地域に根づく伝統文化の活動を行っている自治会・町内会、その他これに準ずる地域住民が組織する団体です。

### ■対象とならない者

- 営利を主たる目的とする団体
- 国・県・市からの出捐により設立された団体
- 政治団体、宗教団体等
- 地域住民が参加しない神事等の活動を行う団体
- 暴力団、暴力団員等が関与している団体

## 4.補助の対象となる事業及び補助金額

補助対象事業	・各地域で受け継がれている伝統行事や小さなお祭りで、これを継承していくことにより、郷土愛の醸成や地域の絆づくりにつながると認められる事業 ※事業完了時に伝統行事等が記録保存されていることが条件です。
補助金額	5万円（1団体あたりの上限金額） 補助金交付の対象である事業に要する経費の10分の10の額（千円未満切捨て。）とする。ただし、申請は1団体につき年1回とする。

### 《活用事例》

- 伝統行事等が記録・保存されることを条件とする。
  - ・ 伝統行事等の撮影に要する経費（機材購入費、撮影委託費）など
  - ・ 伝統行事等を行うための材料費（太鼓、バチ、笛、幟旗、藁等）

## 5.補助対象経費

補助対象経費は、補助対象団体が実施する事業費とし、概ね次のようなものを想定しています。(事業完了時に伝統行事等が記録保存されていることが条件)

区分		対象になるもの	対象外のもの等
報償費	報償費	外部有識者等への謝金など	直接的な宗教行為にあたるもの（玉ぐし料・お布施等）、団体の構成員へは不可※特殊な技能を有する者は可
需用費	消耗品	事務・衛生用品等の消耗品費、伝統行事等に使用する藁等の材料代など	直接的な宗教行為にあたるもの（お供え物等）、食糧費（イベントの弁当や飲食代）、金券、景品、参加賞は不可
	印刷製本費	記録集等の印刷製本費	
	修繕費	用具類等の修繕費	
役務費	手数料	廃棄物処理代、クリーニング代、対象経費に係る振込手数料など	
委託料	委託料	映像編集委託料など(委託内容及び費用の内訳を明示すること)	
使用料及び賃借料	借上料	機材等の借上料	
備品購入費	備品購入費	撮影機材、伝統行事等の用具類等の購入	

※玉串料・慶弔費は対象外です。

## 6.申請手続き

(1)提出先：文化振興課文化政策係（〒690-8540 松江市末次町 86）

(2)提出方法：メール、持参、郵送のいずれか

(3)提出書類：以下の書類を各1部提出してください。

ア補助金等交付申請書

イ事業計画書・収支予算書

ウ事業についての補足資料

（ア）事業内容が分かるもの（チラシなど）

（イ）その他市長が必要と認める書類

※提出書類の様式は松江市ホームページからダウンロードできます。

## 7.留意事項

- (1)決定された事業については、写真や動画等、松江市ホームページや、広報物等で使用する場合があります。※写真や動画の公開について、同意が必要です。
- (2)事業の実施状況や、各種会計書類等の確認や調査を随時行う場合がありますので、関係書類について、適切に整備、保管してください。
- (3)応募に要する経費は、応募者の負担でお願いします。
- (4)提出していただいた書類については、返却しません。
- (5)なるべく広く助成対象を募るため、補助金の採択を受けた団体は、翌年度以降2年間、助成対象から除外させていただきます。

## 8.補助金Q & A

Q1. 地域に根づく伝統文化とは具体的にどのような行事のことを指すのか？

A1. 補助金の目的に記載のとおり、各地域において、それぞれの歴史的背景を持ちながら長い年月の間守り伝えられてきた祭や年中行事などを指します。具体的な行事等は、参考（5ページ）に記載のとおりです。その他、夏祭りや盆踊りなど、昭和以前に始まった行事等も対象とします。

Q2. 今回の市の補助金以外に他の財源があるが申請は可能か？

A2. 国や県、市の他の補助金や助成金との併給は可能です。ただし、他の財源を先に控除して補助金額の算定を行います。

Q3. 市の補助金申請窓口はどこか？

A3. 松江市文化振興課文化政策係です。

Q4. 申請者は誰でも良いか？

A4. 申請者は、地域の伝統行事等を行っている自治会・町内会、その他これに準ずる地域住民が組織する団体となります。個人による申請は不可とします。  
なお、補助金の採択を受けた団体は、翌年度以降2年間、助成対象から除外させていただきます。

Q5. 補助事業の実施期間は？

A5. 補助事業に係る収入および支出の対象期間は、補助金交付決定日から当該年度3月末までの間とします。なお、補助事業の支払いについても該当年度末までに完了するようお願いいたします。

Q6. 補助金を受け取る口座名義は誰の名義にすべきか？

A6. 口座名義は組織名義か代表者名義の口座をお願いします。会計担当者の口座であっても可能ですが、その場合は組織の団体名簿等で会計担当者を確認します。

Q7. 団体の会長の個人口座への振り込みは可能か？

A7. 補助金の振り込み先について、会長の個人口座とすることも可能です。  
口座振替依頼書にその旨をご指定ください。

Q8. 会計時処理上で特に留意すべきことは何か？

A8. 補助事業等に関わる予算の執行を適正に行うため、下記のことを心がけ会計の処理を行ってください。

○事業の収入・支出に関わる帳簿を作成し、領収書と合わせて管理してください。実績報告の際に、領収書の写しを提出いただきます。

○領収書の宛名は申請者としてください。

Q9. 交付決定を受けたのちに、事業内容の変更や代表者の変更があった場合は、どのようにしたらよいか？

A9. 補助事業の内容や、予算など当初と大幅な変更がある場合、代表者の変更がある場合などには文化振興課文化政策係までご連絡ください。

Q10. 事業完了後の手続きは？

A10. 事業完了後は、速やかに実績報告書を提出していただきます。実績報告書には、**事業報告書**・支出の確認できる書類(領収書の写しなど)を添付していただきます。なお、補助金の精算により余剰が生じた場合は、市が指定する期日までに返還していただくこととなります。

Q11. 来年4月に開催する事業を申請したい。事業の繰り越しはできないか？

A11. 年度の繰り越しはできません。本年度の補助対象経費は当該年度3月末までに支払いが完了した経費となります。

Q12. 既存施設の維持管理費や団体の人件費などの経常的な経費に充当しても良いか？

A12. 施設の維持管理や事業の運営にかかる経費(人件費、食糧費等)は対象外です。

Q13. 伝統行事に必要な用具類等の修繕・新調は認められるのか？

A13. 地域に根づく伝統文化が記録・保存されることが条件です。記録保存されるのであれば、行事等の開催のために必要な用具類の修繕・新調を含め、材料代など補助対象となります。

Q14. 伝統行事等の記録保存について、条件等はあるか？

A14. 記録保存とは、地域に根づく伝統文化が継承されていくよう、準備の段階から当日の行事等開催まで、写真や動画等により記録が残されることを言います。  
**事業報告書**の様式に沿って記録保存してください。

Q15. 交付申請時に添付する資料として見積書の添付は必要か？

A15. 事業計画書を作成する際になるべく見積書を徴して金額を精査してください。

## 9. 参考

### (1) 地域に根づく伝統文化(例示)

- ・荒神祭                      ・チーナマイタ                      ・御頭行事                      ・左義長                      ・トンド行事
- ・墨付けトンド                      ・大餅行事                      ・禊家神事(神魂神社)                      ・節分祭                      ・花もちづくり
- ・流鏝馬神事(爾佐神社)                      ・青柴垣神事(美保神社)                      ・八雲楽(熊野大社)                      ・お大師さん                      ・亀尾神能
- ・身隠し神事(八重垣神社)                      ・かんから祭り                      ・ホーランエンヤ                      ・古伝神事(佐太神社)                      ・宍道祇園祭(れんげ祭)
- ・穂掛祭(捐夜神社)                      ・トートー(御神事(平瀨八幡宮))                      ・佐陀神能                      ・奉納相撲(氷川神社)                      ・陣幕久五郎顕彰相撲(筑陽神社)
- ・鑿行列                      ・ガッチ祭                      ・諸手船神事(美保神社)                      ・島根町大漁節                      ・関乃五本松節
- ・島芝翫節 など

※上記に記載のないお祭り、行事については、文化振興課までお問合せください。

### (2) 過去に補助をした事業

No.	補助年度	団体名	事業名	補助金額
1	令和4年度	宍道町昭和区自治会	昭和区とんど祭	5万円
2	〃	美保関町菅浦区自治会	菅浦とんど行事	5万円
3	〃	玉湯まがたま太鼓	玉湯まがたま太鼓伝承事業	5万円
4	〃	美保関町北浦区自治会	歳徳神 左義長行事	5万円
5	〃	佐太神社古伝神事保存協会	佐太神社直会祭における 神事芸能(奉納)の伝承事業	5万円
6	〃	美保神社神事保存会	青柴垣神事	5万円
7	令和5年度	野波区西組	ガッチ祭り	5万円
8	〃	鑿愛会	鑿行列(城西公民館まつり)	5万円
9	〃	長海町自治会	荒神祭等長海町各種祭行事	5万円
10	〃	法田区自治会	荒神祭り	5万円
11	〃	南平台行事実行委員会	南平台とんど祭り	2.8万円
12	令和6年度	宍道太鼓振興会	宍道太鼓振興会	5万円

## 10. 申請の流れ



